

(答弁書第八十八号) 昭和二十二年十月二十三日配付

内閣参甲第一〇一號

昭和二十二年十月二十一日

内閣總理大臣 片山

哲

參議院議長 松平恒雄殿

參議院議員栗山良夫君外一名提出税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員栗山良夫君外一名提出税に関する質問に対する答弁書

一、の(一) 政府の立場から指摘できる税務機構の弱点及びこれが強化の具体策如何。

現在の税務機構の弱点としては、

(イ) 経済界の激変期に應ずるためには、税務署中に管轄区域が廣すぎるものが存すること。

(ロ) 財務局税務署間、大藏省財務局間の紐帶が弱きこと。

(ハ) 税務職員数が足らぬこと等が指摘しうるが、

(イ) については、本年度において從來の三六九署に対し既に八一署の増設を行い、

(ロ) に関しては、既に主税局に監理課（主として課税標準の調査に関する事務の指導を掌る）及び職員課（主として職員の養成指導、給與等を掌る）を設けて、大藏省、財務局間の紐帶を強化すると共に、財務局長の課税上の権限を強化し、直接國稅の課税標準の調査、間接國稅の犯則検査、滯納処分等の事務に關し財務局員を増員し、財務局員の地方分駐制度を設ける等の措置を講じ、財務局、税務

署間の紐帶を強化したいと考えている。

(ハ) については、(三)に詳述するように、相當數の定員増加をなし且下これが充実に努力している次第である。

然しながら、ここに最大の弱点と考えられるのは、(二)の表により明かな如く、現在のところ熟練者に欠けていることである。これに対しては民間等における経験者を二級官として採用することとともに(四)に詳説するような教育計画を以て臨んでいるのであるが、かかる教育には又相当の日数を要するので、結局のところ現在職員の努力によつてこれをおきなう以外に方法なき状況にある。

なお、財務局税務署間の紐帶強化のためには、財務局を細分化し、又は縣每程度に税務監督局を設置する方法も考えられるが、現在の物資の供給状態においてはかかる施設は相当に困難なるのみならず、熟練者を税務署から相当数引上げるととなり却つて税務署の弱体化を來すこととなるので、現下の状況の下においては実行困難と考える。

二、(二) 現役務官吏の質及び量を判定し得る統計的資料(官吏數内熟練者數等)

昭和二十一年七月一日現在の財務職員（雇傭員を除く。）について、一、年令別
二、在勤年数別に区分調査した結果は別表の通りである。

二年令別人員調

昭和二二、七、一現在

年 令 別	員 別	歩 合
六十才以上	八	○○○
五十五才以上	一四五	○一〇
五十才以上	四〇一	○二七
四十五才以上	八〇三	○五三
四十才以上	一、九八七	一、七二
三十五才以上	一、六四	一、三六五
三十才以上	一、八九四	一、二三六
二十才以上	一、一七七	一、一七七
三十才以下	一、一七七	一、一七七

	三十 五才 以上	三 十 才 未 滿	合 計
在勤年數別	人員	步合	(昭和三一、七、一現在)
四十年以上	五	、〇〇〇	二八三三 、三八五 、六三五
三十五年以上	七一	、〇〇五	一五、〇三五
三十年以上	七八	、〇二二	一、〇〇〇
二十五年以上	七五六	、〇五〇	九二七
二十年以上	一二三五	、〇七五	五、七八三
十五年以上	五八七	、〇三九	

(昭和二、七、一現在)

十一年以上	一、二七一	、〇八五
五年以上	三、七四九	、二四九
五年未満	七、二九三	、四八五
合計	一五、〇三五	一、〇〇〇

一、の(三) 今後充足すべき予定数(年次別)

特に政府は事務官一万名の増員を断行すると明記したが、今日まで殆んど充員されていないときく実情如何

税務関係定員としては本年度予算において官吏一五、三七七人、雇傭人嘱託一四、三二九人を増加することとしているが、定員増加の官制が公布になつたのが本年六月二七日となつたため、八月末日においては僅か官吏一三一人、雇傭人一二九〇人の充実を見たにすぎない。

今回、政府は欠員不補充の原則を建てたが、税務官署の現状に顧み、税務職員については例外を認め

相当程度までは充実するよう致したいと考えている。

一、の(四) 現稅務官吏の徵稅技術の教育訓練に対する具体策

最近の稅務官吏の素質は、戰時中において民間会社等に移つたものが多かつた上に、終戰後相次ぐ新稅創設と稅制改正に伴い急激に定員増加を行ふこととなつたため多くの未熟者を要するに至り、これが教育訓練は極めて重要と考えてありこれについては左の如き対策を講じつつある。

(イ) 本年五月高等財務講習所(定員二〇〇名)を開設し中堅財務職員に二年間法律、經濟、財務等に関する再教育を行ひつつある。

(ロ) 稅務講習所の課程を一年から二年に延長し同所卒業者の素質の向上を図りつつある。なお同所の現在收容人員は七〇〇名である。

(ハ) 本年より中堅財務官吏の質的向上を図るため大学、専門学校聽講生制度を設け、現在九五名の聽

講生が各地の大学、専門学校に聽講している。

(二) 主税局及び各財務局主催の短期の実務講習所会を計画している。

一、の(五) 稅務官吏の待遇改善に関する具体策

特に徵收稅額と徵稅費は諸外國に比して著しく低位にあるときく、出來うる限り廣く數字的に比較明示せられたい。

稅務官吏の職務は、個人の機密に属する金額上の探査を行う極めて複雜困難な事務で、利等高等の知識と技術を要するのであるが、その給與は、昨年七月一日現在の給與局の調査によれば、学歴別勤続年数別の全官廳の各平均給與額に対し稅務官吏のそれは基本給において平均二十六円（千六百円水準給與においては、一人平均百三十五円となる。）低いことになつてゐるので、差当り給與の凹凸是正のための昇給（凹凸財源による）をなすとともに、稅務職員の現下の職責に應ずる待遇について近く対策を明示したいと考えてゐる。

なお、我國の徵收稅額及び徵稅費と諸外國の徵收稅額及び徵稅費との比較は別表の通りである。

主要各國徵稅費調（内國徵稅費に限れるもの）

八

國名	年 度	租 稅 總 額	徵 稅 費	租 稅 總 額に對する割合
日本	一九四七年	七六三三七、〇〇、〇〇〇	一二四三、七〇四、〇〇〇	一、六二九%
	一九四五年	一一一五四、七三五、〇〇〇	一一一五三四、〇五三	一、九九九%
米國	一九四六年	四三八〇〇、〇〇〇、〇〇〇	弗	一、四三三%
英國	一九四一年	一一八二、〇〇〇、〇〇〇	磅	一、七六、六五〇、〇〇〇
獨國	一九三六年	一、一五四、四〇〇、〇〇〇	國麻	九、七〇五、五六〇 磅
				一、八二一%
				三、五四〇%
				予算
				決算
				予算
				決算

(二) 大口所得者との徹底的課稅

さきに增加所得稅の施行により新田所得層等一定額を超える所得者に対し課稅の充実を図つたのであるが、更に本年四月から施行を見た新所得稅により予算申告納稅制度を採用し、その年の所得を課稅の

対象とする建前に切り換えるとともに、今後は政府において申告額の更正決定に主力を注ぎ一定額を超える所得者の課稅の充実を期している。

新田所得層等一定額を越える所得者に対する高率の課税をなすべきとの議論が存するので政府は、近く所得税法及び法人税法の一部を改正して、個人については課税所得一定額を超える者に対する税率を、又法人については超過所得に対する税率を或る程度引き上げることを考慮している。

しかしながら現在一定額を超える所得者に対する徹底的課税の議論は、主としてこれらの利得者の実額の捕捉が著しく困難であり、且つ、税務当局の調査が不十分なため、これらの一定額を超える所得者が不當に租税負担を免れていることに基くものと考えられる。この点に鑑み、國民租税負担の公平を図りつつ租税收入を確保するためには、重点を課税の充実徹底に指向し、税務機関の拡充強化、税務運営の刷新を図るとともに、大口又は悪質の脱税者の調査摘発、処罰の強化、第三者通報制の活用等により一定額を超える所得者の所得を捕捉し、いやしくも闇所得者等が課税を免れていることのないよう一段と努力しているのである。

即ち、政府は去る七月及び八月にあらたに全國八箇所に税務署を増設するとともに、人員の大半の

増員を以つて税務機関の拡充強化、調査態勢の整備を図り、新田滞溜の状況等により都市商工業者、開ブローカーの調査に重点をおき、ひろく大手について世帯調査実額調査等を励行して一定額を超える所得者に對し徹底した課税を行う方針である。又脱税者に對しては嚴罰を科する方針であり、新聞等にこれを公表して、納税者の自発的戒心と課税の万全を期したい考へである。

二、(二) 大衆課税の徹底的軽減

政府は、最近における國民經濟及び國民所得の現状と現下の財政需要の大きさとを考慮しつつ、國民種税負担をできる限り適正ならしめるよう努力しているのである。財政需要の現状よりして、本年度において、相当程度の増税を行うことも已むを得ない実情にあるのであるが、一般勤労所得者及び扶養親族を多數擁する所得者等については、物價の状況、給與水準、生計費等の現状に鑑み、その負担を軽減することが必要があるので、近く國会に提案される所得税法の改正案においても、勤労所得者、多子世帯等の負担の軽減を図ることを考慮している。他而新田所得等の一定期額を超える所得者については、

税率の引き上げを行なうとともに、課税の充実徹底を期し、これにより勤労所得者等との間の租税負担の公正を図りたい所存である。

次に間接税の部面について見るに現下の財政需要よりして間接税においても相当程度の租税收入を図らねばならないので、徹底的大衆課税を避けることは至難であるが、これが弊害をできる限り除去するため、酒税については大衆向と認められる酒類には低率を以て課税している反面、料理店等の業務用酒類については高率の加算税を課しているのである。又物品税については、生活必需物品に対する課税を極力避けるとともに奢侈品の程度等に應じ税率に差等を設けて極力大衆課税の弊に陥らぬよう措置している。

二、の(三) 昭和二十一年度國民所得

基礎統計資料の整備が充分完成していない爲め確定的な計数を得るに至らないが大約四、〇〇〇億円と推計される。今後計数整備の結果多少異動を生ずることがある。

昭和二十二年度國民所得

昭和二十二年度國民所得は、大約八、五〇〇億円と推定される。尙右の金額は價格改訂當時の情況を基礎としているので其の後の物價の推移如何によつては再検討を要するであらう。

二、(四) 大口所得者への徹底的課稅と大衆課稅の輕減を行う場合の數字的比較

(一) 大口所得者へ徹底的に課稅による增收

(1)

課稅の充実による増

一二、二四七

百万円

(2)

税率引上

三、九四六

計

一六、一九三

(二) 大衆課稅の徹底的輕減による減收

(1) 紦與所得の特別控除引上

一、六二一

(2) 扶養家族控除引上

三、四九六

計

五、一二七

三、の(二) 稅に関する諸資料の件

昭和二十一年度租稅收入済額等の調

単位一千円

税 目	調定済額	收入済額	不納欠損額	收入未済額	備考
◎租 所 得 稅	三九、四三三、二九九	二九、五二二、一四六	三八、三五三	九、八八二、八〇一	
法 人 稅	二三、五〇〇、〇八四	二三、五二、一六五	二九、七五八	二一九、一六一	
特別 法 人 稅	一、五五四、五七七	一、二七三、〇〇〇	五一四	二八一、〇五三	
相 続 稅	四五、七七〇	四三、〇三六	二、七二八	一、七二八	
鉱 酒 稅	四二〇、四六六	三五九、九七八	一六七	六〇、三三二	
砂 糖 消 費 稅	三三、七六七	二二、一四八	六〇二	一一、〇二七	
清 涼 飲 料 稅	二三、八六、六四四	二三、七八、一一八	六三	八、四六三	
	二八、〇四四	二八、〇〇二	○	四三	
	一〇九、〇五〇	一	○	二、一五	
	一二二、一六五				

織物消費稅	二二七七、九四三	二二六五、一七〇	六〇	二二六一三
物 品 稅	二二三四七、九七三	二二五四、五三三	九六	九三、三四四
遊興飲食稅	八六四、九四五	八五七、四四二	二六	七、四七七
特別行爲稅	二二七、五〇三	二二六、四五四	二五	一、〇三四
有價証券移轉稅	五、五五三	五、五五三	一	一
通 行 稅	二二九七、七五七	二二九七、七五七	一	一
入 場 稅	一、〇七九、九一〇	一、〇六〇、四七五	一	一
券 稅	七三三七八	七一、五五三	一	一
馬 閩 嘉 稅	一八、一八七	一五、四五二	一	一
稅	○	○	一	一
配當利子特別稅	二〇三	八四	一	一
建 築 稅	四、〇〇六	一	一	一
電氣瓦斯稅	五、五五九	一	一	一
告 稅	一八一	一八一	一	一
稅	一〇三	一〇三	一	一
稅	四五七	四五九	一	一
稅	七	三	一	一
稅	五四七	一	一	一
稅	一	一	一	一

臨時利得税	一、六八四、八〇〇	一二六五、〇七七	六、八六四	四一二、八五九
増加所得税	一四、六七一、三八三	五、九三五、一一一	一	八七四六、一七一
◎還付税收入	二六六、四一四	二四〇、八五〇	二三三九	二三三五
地	三九、六七九	三八、三四一	二七六	一〇六二
家	三五、八三三	三四、一二二	三八四	二三三六
營業稅	一九〇、九〇三	一六八、三九七	一、六六九	二〇、八三七
合計	三九、六九九、七一三	二九、七五二、九九六	九、九〇六、〇三六	
租稅滯納額		四〇、六八一		

昭和二十一年七月末

件数 一、三一六、七六九千件

金額 九、八九三、二八五千円

滞納増加の理由

昭和二十一年末以來戰時補償特別税及び財產税が相次いで創設され、税務署の内部事務が急激に増加し、これに加えるに増加所得税の決定によつて多額の滞納を出すに至つた。しかして現在に至るまで、

物納、延納等の内部事務の処理に全力を注いだ結果滯納整理に着手の余力なく、従つて滯納は、益々増加の傾向にある。

滯納整理の方策

現在においては、物納、延納等の事務も相当進捗し、その他の内部事務も一應整理の見透しがついたので、本年十一月頃から年度末にかけて、滯納整理の特別計画を樹立し、年度末においては、現在の約三分の一の滯納にまで圧縮したい考え方である。

三、の(二)(イ) 昭和二十一年度の予算において不足額はなかつた。

(ロ) 昭和二十一年度の予算については、目下実施中であるので本年年度末に至らなければ不足額の予測はできない。しかじ年度中の一時的の不足額については、大蔵省証券等短期借入の方法によつて調達弁ずることがあるかも知れないが、予算の編成に当つては健全財政を堅持しているので予算不足額を生ずることはないと考える。

四、の(一) 價格差益納付金の年度別、品種別の予算額、調定額及び收入済額は別表の通りである。但し

二十二年度追加予算に計上すべき新價格体系に伴う收入見積額は目下検討中である。

四、の(二) 價格差益の徵收は所謂ボツダム緊急勅令である物價統制令に基いて施行されているもので、

現行法令上は租税の取扱をしていない。價格差益の徵收は政府の物價政策に基く統制額の引上げによつて

て消費者の負担において発生する利益であるから、これを國庫に徵收することが適当であると認められ

るのであるが、價格差益の発生は價格形成と極めて密接な関係にあるから、その内容を最も知悉してい

る物價廳においてこれが調査、決定徵收に当ることが適當と考えている。

別表の一

昭和二十一年度價格差益納付金表

品 目	予 算 額	決 定 額	調 定 額	收入済額	
				收入	未 済 額
鐵 鋼	六九、六三 千円	一 千円	一 千円	一 千円	一 千円
者 の 損 失 補 填 の た め 免 除 特 殊 鋼 は 價 格 改 訂 な し	鐵 鋼 中 普 通 鋼 の 差 益 は 生 產 特 殊 鋼 の 差 益 は 不 考 慮 す る				

非 鉄 金 屬	セ〇、三七八	一一八、四七三	四三〇、四四	四三〇、四四	
金 屬 屑	セ〇、〇一一	五九、七一三	一一、四七四	一一、四七四	
そ の 他 金 屬 種 及 び 製 品	九二、三五七	三九、七六九	二八、九〇六	一九、六〇一	九、三〇五
紙	九八、六三	一八、三七七	二六、六一四	一六、六一四	
織 織 品	一〇〇三、一五一	六一三、一六六	三八八、三五九	一七〇、一〇五	一一八、〇五四
酒 精	六〇、三五四	五一、六八六	五、一七三	五、一七三	
ゴ ム	二九四〇	七、八五二	四、九一五	四、九一五	
コ ー ク ス	一〇六一	—	—	—	—
味噌、醤油、罐詰	八、九四八	六九、一六六	四六、三五四	四六、三五四	二十二年度に調定
油 脂	一〇、三七〇	二七、六九三	一六、七一一	一六、七一一	
主 要 食 糧	九三、七二九	二一〇、四〇九	一九〇、五三三	一九、五〇八九	一五、四三四
そ の 他	八六、三五七	一七三、六七〇	一四九、〇四〇	一三九、六五六	一九、三八四
合 計	一五三七、八一九	一三四三、三〇九	九一、〇一五	七五八、八三八	一六〇、一七七

1 千円未満の端数は切捨てた。

2 決定額と調定済額と相違があるのは、價格差益納付金の納期は当該物品が販賣される時期を認定して定めるため翌年度に調定を繰越したのと、第二封鎖預金になつてゐる金額の納入手続が未決定のため翌年度に調定を繰越したことによる。（なおこの繰越額は二十二年度において調定済である。）

3 調定済額、収入済額及び収入未済額は昭和二十一年度決算額によつた。

（なお昭和二十二年十月三日現在においては収入済額は九一三、四三〇千円、収入未済額は六、六三四千円である。）

（参考）

本表（A表とする）と、先に參議院共産党中央西功君よりの質問に対し提出した表（B表とする）との相違は、A表は決算額によつたのに対し、B表は實際の額によつたためである。具体的には

1 調定済額欄数字の相違——九五一千円 A表が多額

高知縣及び徳島縣の両織維製品株式会社について水害による減額訂正をしたため、納付義務者は一應当初決定額で納入を了したため調定超過があつたのによる。

2 収入済額及び収入未済額欄の相違

A表備考の三の括弧書の通り

昭和二十二年度價格差益納付金表（昭和二十二年九月末日現在）

品 目	予算 (予算當初)	決定額	調定済額	收入済額	收入未済額	摘要	要
非 鐵 金 屬	九一、〇〇〇 千円	一七〇〇七 千円	九二、四八〇 千円	七、五六九 千円	八四、九一二 千円		
金 屬 屑	四〇、三三〇	一	四八、三五〇	九、一七三	三九、〇七七		
そ の 他 金 屬 類 及 び 製 品	一三、五六三	一	一八、〇〇〇	二二、三〇四	五、七三六		
紙	一	一	一	一	一		
纖 維	八四、八二三	五一、八七五	六九、五九七	一〇六、三七六	五八九、四三一		
酒	一一〇〇八	一一、六三五	一一、六六五	八二六	一〇、八三九		
ゴ ム	一	一	二九、四〇	二九、四〇	一		
味 噌 醤 油	一一、三〇八	一一	三〇、八五	三〇、八五	一		
油 主 要 食 糧	四、一九六	三七、二六五	一〇、九九九	五、〇〇〇	五、九九九		
そ の 他	一〇三、七九七	一八六、三五七	一一〇八、二三四	九二、二九二	一一五、八三三		

計	一、八一〇七三	七七六、三八二	一、三〇、三七五	二七八、五六〇	八五二、八一五
封鎖分の拂戻見込額	九二七				
合計	一、〇八三、〇〇〇	一、七七六、三八二	一、一三〇、三七五	二七八、五六〇	八五二、八一五

(備考)

- 1 千円未満の端数は切捨てた。
- 2 予算額には二十二年度における新規決定見込額と、二十一年度決定で、二十二年度に調定を繰越したもの四二三、二九四千円を含み、決定額は二十二年度における九月末までの新規決定額のみの係数である。
- 3 決定額と調定済額との相違は、決定額中より九月末現在において調定未済のもの六八、三〇一千円を差引き、これに二十一年度決定で二十二年度に調定を繰越したもの四二三、二九四千円を加算したものである。
- 4 収入未済額中には納付義務者が閉鎖機関に指定されたため滞納のもの七六五、八六二千円を含む。